官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○動物用生物学的製剤基準の一部を改正する件（農林水産一〇一五）　二
○航空法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示の一部を改正する告示（国土交通四七八）　三
〔その他告示〕
○適格消費者団体の認定の有効期間の更新を公示する件（消費者庁七）　三
○円借款の供与に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二四八）　三
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二四九）　四
○地すべり防止区域を追加指定する件（国土交通四七九）　四
○砂防法第二条の土地を指定する件（同四八〇～四八三）　六
○道路に関する件（北陸地方整備局三〇、三一）　六
○都市計画に関する件（九州地方整備局八六）　七
○道路に関する件（北海道開発局五九、六〇）　七
○特定危険指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（山口県公安委二一）　七
○特定危険指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（福岡県公安委一八〇）　七
〔人事異動〕
内閣　七
〔叙位・叙勲〕　七
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
官庁事項
古平地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について（農林水産省）　八
東浦地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について（同）　八
江良地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について（同）　八
様似地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について（同）　八
指定性能評価機関の業務の休止に係わる公示（国土交通省）　九
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　九
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　九
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　二九

法規的告示

○農林水産省告示第千十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤基準（平成十四年農林水産省告示第千五百六十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年六月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○国土交通省告示第四百七十八号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第五十条の二第三項の規定に基づき、航空法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示の一部を改正する告示を次のとおり定める。

令和七年六月二十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

航空法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示の一部を改正する告示

航空法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示（平成十二年運輸省告示第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
1～3　（略）	1～3　（略）
4　准定期運送用操縦士の資格についての法第二十二条の技能証明又は法第二十九条の二第一項の規定による技能証明の限定の変更に係る航空機の型式についての限定の別ごとに定める指定航空従事者養成施設の課程であって、継続的な評価によりその教育の内容及び方法が適切に行われていると国土交通大臣が認めるものを修了した者に対する実地試験については、申請により、その全部を行わない。	4　准定期運送用操縦士の資格についての法第二十二条の技能証明又は法第二十九条の二第一項の技能証明の限定の変更に係る航空機の型式についての限定の別ごとに定める指定航空従事者養成施設の課程であって、継続的な評価によりその教育の内容及び方法が適切に行われていると国土交通大臣が認めるものを修了した者に対する実地試験については、申請により、その全部を行わない。
5　定期運送用操縦士の資格についての法第二十二条の技能証明若しくは法第二十九条の二第一項の規定による技能証明の限定の変更又は事業用操縦士の資格についての法第二十九条の二第一項の規定による技能証明の限定の変更に係る航空機の型式についての限定の別ごとに定める指定航空従事者養成施設の課程であって、航空機の運航の実態に係る分析に基づき、訓練生が習得すべき能力を明らかにした上で、当該養成施設における教育及び技能審査の継続的な分析に基づき、当該能力の習得に十分な教育の内容及び方法並びに技能審査の方法を定めていると国土交通大臣が認めるものを修了した者に対する実地試験については、申請により、その全部を行わない。（新設）	5　定期運送用操縦士の資格についての法第二十二条の技能証明若しくは法第二十九条の二第一項の技能証明の限定の変更又は事業用操縦士の資格についての法第二十九条の二第一項の技能証明の限定の変更に係る航空機の型式についての限定の別ごとに定める指定航空従事者養成施設の課程であって、航空機の運航の実態に係る分析に基づき、訓練生が習得すべき能力を明らかにした上で、当該養成施設における教育及び技能審査の継続的な分析に基づき、当該能力の習得に十分な教育の内容及び方法並びに技能審査の方法を定めていると国土交通大臣が認めるものを修了した者に対する実地試験については、申請により、その全部を行わない。
6　一等航空整備士、二等航空整備士、一等航空運航整備士又は二等航空運航整備士の資格についての法第二十二条の技能証明又は法第二十九条の二第一項の規定による技能証明の限定の変更に係る航空機の種類、等級又は型式についての限定の別ごとに定める指定航空従事者養成施設の課程であって、航空機の整備の実態に係る分析に基づき、訓練生が習得すべき能力を明らかにした上で、当該養成施設における教育及び技能審査の継続的な分析に基づき、当該能力の習得に十分な教育の内容及び方法並びに技能審査の方法を定めていると国土交通大臣が認めるものを修了した者に対する実地試験については、申請により、その全部を行わない。	6　一等航空整備士、二等航空整備士、一等航空運航整備士又は二等航空運航整備士の資格についての法第二十二条の技能証明又は法第二十九条の二第一項の規定による技能証明の限定の変更に係る航空機の種類、等級又は型式についての限定の別ごとに定める指定航空従事者養成施設の課程であって、航空機の整備の実態に係る分析に基づき、訓練生が習得すべき能力を明らかにした上で、当該養成施設における教育及び技能審査の継続的な分析に基づき、当該能力の習得に十分な教育の内容及び方法並びに技能審査の方法を定めていると国土交通大臣が認めるものを修了した者に対する実地試験については、申請により、その全部を行わない。
7　次の各号に掲げる指定航空従事者養成施設の課程であって、当該課程の教育の種類及び科目に係る教育時間又は回数が適切であると国土交通大臣が認めたものを修了した者に対する実地試験については、申請により、その全部を行わない。	7　次の各号に掲げる指定航空従事者養成施設の課程であって、当該課程の教育の種類及び科目に係る教育時間又は回数が適切であると国土交通大臣が認めたものを修了した者に対する実地試験については、申請により、その全部を行わない。
一　（略）	一　（略）
二　法第二十九条の二第一項の規定による技能証明の限定の変更に係る航空機の型式についての限定の別ごとに定める課程であって、類似する型式についての技能証明を有している者を対象とするもの	二　法第二十九条の二第一項の技能証明の限定の変更に係る航空機の型式についての限定の別ごとに定める課程であって、類似する型式についての技能証明を有している者を対象とするもの
別表一・二　（略）	別表一・二　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○消費者庁告示第七号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十七条第二項の規定に基づき、別表に掲げる者について適格消費者団体の認定の有効期間の更新をしたので、同条第六項の規定により準用する同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。

令和七年六月二十六日

消費者庁長官　新井ゆたか

別表（適格消費者団体名簿）

適格消費者団体の名称	適格消費者団体の住所	差止請求関係業務を行う事務所の所在地	認定の有効期間の更新をした日
特定非営利活動法人とちぎ消費者リンク	栃木県宇都宮市中今泉二丁目7番19号	栃木県宇都宮市中今泉二丁目7番19号	令和七年六月十二日

○外務省告示第二百四十八号

令和七年一月二十日にタシケントで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がウズベキスタン共和国政府との間に行われた。

令和七年六月二十六日

外務大臣臨時代理
国務大臣　阿部　俊子

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ウズベキスタン共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とウズベキスタン共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　二百二十九億五千三百万円（二二、九五三、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、保健医療サービス改善計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ウズベキスタン共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、ウズベキスタン共和国とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・五パーセントとする。

(c)　(b)の規定にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用に供される場合には、当該一部に係る利子率は、年〇・四パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後九年とする。

(e)　前払の手数料は、1に規定する借款の額の〇・二パーセントの率で課されることになる。(d)に規定する支出期間が延長されないこと及び支出が当該支出期間内に完了することを条件として、1に規定する借款の額の〇・一パーセントに相当する額が払い戻されることになる。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境及び社会に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局間で合意される。

3　(1)　借款は、ウズベキスタン共和国の実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して将来行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために当該実施機関と当該供給者、請負業者又はコンサルタントとの間で締結されることのある契約に基づくものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、当該調達適格国において、当該調達適格国で生産される生産物又は当該調達適格国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　ウズベキスタン共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務が、ＪＩＣＡの調達のためのガイドラインであって、特に、国際競争入札の手続（当該手続が適用できないか又は当該手続を適用することが適当でない場合を除き従うべき手続）を定めるものに従って調達されることを確保する。

5　ウズベキスタン共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してウズベキスタン共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためウズベキスタン共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　ウズベキスタン共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してウズベキスタン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してウズベキスタン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してウズベキスタン共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してウズベキスタン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(e)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の購入に関してウズベキスタン共和国において課される全ての付加価値税

8　ウズベキスタン共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びウズベキスタン共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されず、及び他の借款の担保として使用されないことを確保すること。

9　ウズベキスタン共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対して次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びウズベキスタン共和国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年一月二十日にタシケントで

ウズベキスタン共和国駐在
日本国特命全権大使　羽鳥隆

ウズベキスタン共和国
投資・産業・貿易大臣
クドラートフ・ラジズ・
シャフカトヴィッチ閣下

（ウズベキスタン側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、ウズベキスタン共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年一月二十日にタシケントで

ウズベキスタン共和国
投資・産業・貿易大臣
クドラートフ・ラジズ・シャフカトヴィッチ

ウズベキスタン共和国駐在
日本国特命全権大使　羽鳥隆閣下

○外務省告示第二百四十九号

令和七年五月三十日に東京で、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がバングラデシュ人民共和国政府との間に行われた。

令和七年六月二十六日

外務大臣臨時代理
国務大臣　阿部　俊子

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　六億六百万円
3　贈与の供与期限　令和十五年十二月三十一日
4　署名者

日本側　齋田伸一在バングラデシュ大使
バングラデシュ側　ムハンマド・ダウド・アリ・駐日大使

○国土交通省告示第四百七十九号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

令和七年六月二十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　山梨県小永田地すべり防止区域

山梨県北都留郡小菅村字ハケ及び字沢入の区域内の土地のうち、次の一点から十三点までを順次結んだ線及び一点と十三点を結んだ線に囲まれた区域

点	北緯	東経
1	35°44′41.2702″	138°57′33.0675″
2	35°44′39.1618″	138°57′34.0868″
3	35°44′38.3314″	138°57′31.6391″
4	35°44′40.9603″	138°57′30.0932″
5	35°44′43.0953″	138°57′29.4303″
6	35°44′43.8183″	138°57′30.7460″
7	35°44′43.7927″	138°57′31.0235″
8	35°44′44.0057″	138°57′30.9253″
9	35°44′44.7813″	138°57′31.3809″
10	35°44′45.3250″	138°57′32.0648″
11	35°44′45.5007″	138°57′32.3768″
12	35°44′45.1290″	138°57′32.7087″
13	35°44′44.8106″	138°57′32.8388″

○国土交通省告示第四百八十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年六月二十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
平石川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県神崎郡市川町上牛尾
字高岸　二一〇八番一　一号及び二号
二一〇八番二　三号から十二号まで
字平石　二一〇七番五　十三号から三十二号まで
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
別所原川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五十号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県赤穂郡上郡町高山
字肥谷　一三一一番八　一号及び二号
一三一一番四　三号から十三号まで
一三一一番一　十四号から二十五号まで
一三一一番九　四十三号から五十号まで
一三一〇番二二　二十六号から三十七号まで
字大谷
字別所原上ノタン　二九五番一　三十八号、三十九号、三十一号及び四十二号
一三九三番　四十号
三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
宮ノ下谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県佐用郡佐用町上月
字横原　八二三番一八　一号から五号まで
八二三番二一　六号及び七号
八二三番二二　八号
八二二番　九号から十一号まで
四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
柴山川（一）
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県美方郡香美町香住区沖浦
字寺ケ谷　三一一番　一号
三三一番　八号から十号まで
三二八番　十一号
三二二番　十二号及び十三号
三一二番　十四号
字コチヤガ谷　三四九番　二号
三四八番　三号及び四号
地先道路敷　五号から七号まで
三六九番
字丸山

○国土交通省告示第四百八十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年六月二十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
園部川第六
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
佐賀県三養基郡基山町大字園部
字横石　八四二番一　一号
地先道路敷　八号から十三号まで
八五二番一　十四号
八七四番　十五号
八七三番一　十六号
八五九番一　十七号及び十八号
八六一番　十九号
八四〇番　二十号
八四五番四　二十一号
八四五番三　二十二号
八三九番　二十三号
八四二番一　二十四号
八四二番一　二号
九六二番一　三号
九六六番一　四号
九五四番　五号から七号まで

○国土交通省告示第四百八十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年六月二十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
上野川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
愛媛県新居浜市大島字上野川、字引土及び字高山の区域内の土地のうち、次の一点から三十四点までを順次結んだ線及び一点と三十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
一点	三三度五九分四八秒八七四六	一三三度二二分〇四秒二六六一
二点	三三度五九分四八秒四五一三	一三三度二二分〇四秒九六七三
三点	三三度五九分四九秒〇三秒八一七五	一三三度二二分〇四秒九七五八
四点	三三度五九分五〇秒〇四〇九	一三三度二二分〇二秒九七五八

五点
北緯三三度五九分五二秒八四一四
東経一三三度二二分〇二秒九六二一
六点
北緯三三度二二分五三秒五三五九
東経一三三度二二分〇三秒三五七四
七点
北緯三三度五九分五三秒三〇二三
東経一三三度二二分〇四秒〇五〇〇
八点
北緯三三度五九分五二秒八七二二
東経一三三度二二分〇三秒九七四一
九点
北緯三三度五九分五二秒七九三四
東経一三三度二二分〇三秒六七九八
十点
北緯三三度五九分五一秒八三九〇
東経一三三度二二分〇三秒九七八一
十一点
北緯三三度五九分五〇秒六一三七
東経一三三度二二分〇五秒六〇二七
十二点
北緯三三度五九分五〇秒三一八二
東経一三三度二二分〇五秒三四一四
十三点
北緯三三度五九分四九秒九二九六
東経一三三度二二分〇五秒四一四八
十四点
北緯三三度五九分四九秒六〇九六
東経一三三度二二分〇五秒七二四四
十五点
北緯三三度五九分四九秒四三二三
東経一三三度二二分〇五秒八四三三
十六点
北緯三三度五九分四八秒九二六一
東経一三三度二二分〇六秒三二七六
十七点
北緯三三度五九分四八秒四七五五
東経一三三度二二分〇六秒〇〇二八
十八点
北緯三三度五九分四七秒四七五五
東経一三三度二二分〇六秒六三四一
十九点
北緯三三度五九分四七秒二九八三
東経一三三度二二分〇六秒六七二五
二十点
北緯三三度五九分四七秒二五五二
東経一三三度二二分〇六秒八二〇七
二十一点
北緯三三度五九分四七秒〇二三六
東経一三三度二二分〇六秒九二五〇
二十二点
北緯三三度五九分四六秒六六四五
東経一三三度二二分〇七秒二五二二
二十三点
北緯三三度五九分四六秒二七九三
東経一三三度二二分〇七秒二四八三
二十四点
北緯三三度五九分四六秒〇七九二
東経一三三度二二分〇七秒一五二二
二十五点
北緯三三度五九分四五秒七四三一
東経一三三度二二分〇六秒八四五七
二十六点
北緯三三度五九分四五秒五七七五
東経一三三度二二分〇六秒二七二四
二十七点
北緯三三度五九分四五秒八〇八三
東経一三三度二二分〇六秒一七一〇
二十八点
北緯三三度五九分四六秒二〇四三
東経一三三度二二分〇六秒七六八六
二十九点
北緯三三度五九分四六秒五〇八九
東経一三三度二二分〇六秒七五八五
三十点
北緯三三度五九分四七秒四〇〇八
東経一三三度二二分〇六秒二一九七
三十一点
北緯三三度五九分四七秒一〇〇七
東経一三三度二二分〇五秒九九九八
三十二点
北緯三三度五九分四八秒六三九八
東経一三三度二二分〇五秒五九八〇
三十三点
北緯三三度五九分四八秒六七八四
東経一三三度二二分〇五秒四〇〇一
三十四点
北緯三三度五九分四八秒三八五七
東経一三三度二二分〇五秒一九三七

二(一)　砂防法第二条の土地の表示

本社谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

愛媛県西条市小松町明穂字宮ノ前及び字本社谷の区域内の土地のうち、次の一点から二十点までを順次結んだ線及び一点と二十点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十六年建設省告示第四百十三号で指定した本社谷川に掲げる土地の区域を除く。）

一点
北緯三三度五二分一八秒一七一九
東経一三三度〇三分四六秒八五二六
二点
北緯三三度五二分一七秒六四七五
東経一三三度〇三分四九秒三四〇二
三点
北緯三三度五二分一五秒八八三一
東経一三三度〇三分五〇秒五七三四
四点
北緯三三度五二分一秒六八二〇
東経一三三度〇三分五二秒〇八九二
五点
北緯三三度五二分一秒六四九〇
東経一三三度〇三分五〇秒五六八〇
六点
北緯三三度五二分一二秒二六七七
東経一三三度〇三分五〇秒五一七五
七点
北緯三三度五二分一四秒二六四四
東経一三三度〇三分四八秒二三七一
八点
北緯三三度五二分一五秒三八三八
東経一三三度〇三分四八秒二二七九
九点
北緯三三度五二分一六秒二二五八
東経一三三度〇三分四八秒七六二八
十点
北緯三三度五二分一六秒九二三八
東経一三三度〇三分四八秒五一三三
十一点
北緯三三度五二分一七秒二〇七三
東経一三三度〇三分四七秒五九三七
十二点
北緯三三度五二分一七秒三一二五
東経一三三度〇三分四六秒七六二三
十三点
北緯三三度五二分一七秒六七〇一
東経一三三度〇三分四六秒三三七〇
十四点
北緯三三度五二分一八秒三八八五
東経一三三度〇三分四六秒一七七四
十五点
北緯三三度五二分一九秒一〇六〇
東経一三三度〇三分四五秒七二二一
十六点
北緯三三度五二分一九秒四五九一
東経一三三度〇三分四五秒三八三〇
十七点
北緯三三度五二分一九秒九一二五
東経一三三度〇三分四五秒一二四五
十八点
北緯三三度五二分一九秒九七八九
東経一三三度〇三分四五秒二八五八
十九点
北緯三三度五二分一八秒七七九六
東経一三三度〇三分四六秒一八〇七
二十点
北緯三三度五二分一八秒一九五〇
東経一三三度〇三分四六秒五六二五

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大保木谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　愛媛県西条市中奥字千野々、字日浦及び字影浦の区域内の土地のうち、次の一点から十六点までを順次結んだ線及び一点と十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域

一点
北緯三三度五〇分一秒七三六四
東経一三三度〇八分五八秒九〇〇七
二点
北緯三三度五〇分一秒八五七一
東経一三三度〇八分五九秒〇四四〇
三点
北緯三三度五〇分一一秒八三〇六
東経一三三度〇八分五九秒四〇一四
四点
北緯三三度五〇分一二秒二四四七
東経一三三度〇八分五九秒四七六三
五点
北緯三三度五〇分一三秒九六一一
東経一三三度〇八分五九秒四二九一
六点
北緯三三度五〇分一四秒八六二一
東経一三三度〇八分五九秒九二二九
七点
北緯三三度五〇分一四秒七六四六
東経一三三度〇九分〇〇秒七六七三
八点
北緯三三度五〇分一三秒二五五六
東経一三三度〇九分〇〇秒八二二三
九点
北緯三三度五〇分一二秒二一六七
東経一三三度〇九分〇一秒八八一〇
十点
北緯三三度五〇分一二秒〇二二八
東経一三三度〇九分〇一秒五九五九
十一点
北緯三三度五〇分一三秒四〇八四
東経一三三度〇九分〇〇秒一九五五
十二点
北緯三三度五〇分一四秒六二二〇
東経一三三度〇九分〇〇秒二三三八
十三点
北緯三三度五〇分一三秒九一八〇
東経一三三度〇八分五九秒七〇三一
十四点
北緯三三度五〇分一二秒一二三七
東経一三三度〇八分五九秒九八九四
十五点
北緯三三度五〇分一一秒七八九二
東経一三三度〇八分五九秒九七七九
十六点
北緯三三度五〇分一〇秒九九五一
東経一三三度〇八分五九秒六三三七

ロ　愛媛県西条市中奥字千野々及び字影浦の区域内の土地のうち、次の十七点から二十二点までを順次結んだ線及び十七点と二十二点を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十七年国土交通省告示第四百九十二号で指定した同号八に掲げる土地の区域を除く。）

十七点
北緯三三度五〇分一二秒〇三八九
東経一三三度〇九分〇二秒六三七二
十八点
北緯三三度五〇分一一秒三〇四四
東経一三三度〇九分〇三秒四三〇五
十九点
北緯三三度五〇分〇九秒七二〇三
東経一三三度〇九分〇三秒九九八六
二十点
北緯三三度五〇分〇九秒二六六七
東経一三三度〇九分〇五秒〇六三九
二十一点
北緯三三度五〇分〇八秒七一六〇
東経一三三度〇九分〇四秒七五六三
二十二点
北緯三三度五〇分〇九秒二六五二
東経一三三度〇九分〇三秒三七三九

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

愛媛県八幡浜市郷の区域内の土地のうち、次の一点から十二点までを順次結んだ線及び一点と十二点を結んだ線に囲まれた土地の区域

一点
北緯三三度二八分二三秒〇五九八
東経一三二度二八分〇九秒五七八七
二点
北緯三三度二八分二四秒五七五二
東経一三二度二八分一〇秒八一二七
三点
北緯三三度二八分二五秒〇八五九
東経一三二度二八分一三秒九七二五
四点
北緯三三度二八分二七秒六八〇九
東経一三二度二八分一六秒四二三六
五点
北緯三三度二八分二七秒八八四四
東経一三二度二八分一七秒四三七一

六点　北緯三三度二八分二六秒二一四六　東経一三二度二八分一六秒九九六一
七点　北緯三三度二八分二二秒〇八四三　東経一三二度二八分一三秒一七一二
八点　北緯三三度二八分二一秒七一七六　東経一三二度二八分一二秒三五〇九
九点　北緯三三度二八分二二秒〇五五四　東経一三二度二八分一一秒六六三九
十点　北緯三三度二八分二二秒一三九三　東経一三二度二八分一一秒四四三八
十一点　北緯三三度二八分二一秒九八九七　東経一三二度二八分一一秒二五八一
十二点　北緯三三度二八分二二秒〇五一四　東経一三二度二八分一一秒一三八四

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
山手川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
愛媛県宇和島市高串の区域内の土地のうち、次の一点から三十点までを順次結んだ線及び一点と三十点を結んだ線に囲まれた土地の区域

一点　北緯三三度一五分二四秒三三八一　東経一三二度三四分一七秒三九〇四
二点　北緯三三度一五分二四秒一七一九　東経一三二度三四分一七秒二四八七
三点　北緯三三度一五分二二秒九九三八　東経一三二度三四分一六秒七七八四
四点　北緯三三度一五分二〇秒九〇六六　東経一三二度三四分一三秒六五一五
五点　北緯三三度一五分二一秒四四〇四　東経一三二度三四分一三秒一二一六
六点　北緯三三度一五分二四秒四七二三　東経一三二度三四分一四秒七四〇一
七点　北緯三三度一五分二四秒六五〇三　東経一三二度三四分一五秒六八六八
八点　北緯三三度一五分二八秒〇四二五　東経一三二度三四分一七秒八四七八
九点　北緯三三度一五分二八秒三一九七　東経一三二度三四分一八秒八五八六
十点　北緯三三度一五分二八秒八二五三　東経一三二度三四分一九秒一〇八一
十一点　北緯三三度一五分二九秒〇〇九〇　東経一三二度三四分一九秒三四二四
十二点　北緯三三度一五分二九秒〇六五四　東経一三二度三四分一九秒三七二〇
十三点　北緯三三度一五分二九秒一九二八　東経一三二度三四分一九秒四三一二
十四点　北緯三三度一五分二九秒二二三五　東経一三二度三四分一九秒三九一三
十五点　北緯三三度一五分二九秒四一〇一　東経一三二度三四分一九秒一五二二
十六点　北緯三三度一五分二九秒四一三一　東経一三二度三四分一九秒一四八四
十七点　北緯三三度一五分二九秒四八八三　東経一三二度三四分一九秒〇五三七
十八点　北緯三三度一五分三〇秒〇九二四　東経一三二度三四分一八秒三〇一一
十九点　北緯三三度一五分三〇秒一一一一　東経一三二度三四分一八秒三二一九
二十点　北緯三三度一五分二九秒八八九二　東経一三二度三四分一八秒六〇二五
二十一点　北緯三三度一五分二九秒四三五五　東経一三二度三四分一九秒一七三三
二十二点　北緯三三度一五分二八秒九六九六　東経一三二度三四分一九秒七六三〇
二十三点　北緯三三度一五分二八秒九六〇五　東経一三二度三四分一九秒七五三八
二十四点　北緯三三度一五分二八秒九四七〇　東経一三二度三四分一九秒七七〇七
二十五点　北緯三三度一五分二八秒七三六二　東経一三二度三四分一九秒六〇三九
二十六点　北緯三三度一五分二八秒六二七三　東経一三二度三四分一九秒五五三五
二十七点　北緯三三度一五分二八秒三九七七　東経一三二度三四分一九秒六三四六
二十八点　北緯三三度一五分二七秒八三八一　東経一三二度三四分一九秒三二六六
二十九点　北緯三三度一五分二七秒七四一二　東経一三二度三四分一八秒六一八三
三十点　北緯三三度一五分二五秒〇〇四一　東経一三二度三四分一七秒一六五一

○国土交通省告示第四百八十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年六月二十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
八田部
二　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
滋賀県長浜市西浅井町八田部
字岩神　四九八番一
四九九番から五〇四番まで
五〇四番一及び五〇四番二
五〇五番
五〇五番一及び五〇五番二
五〇六番から五一九番まで
五二〇番から五二四番まで
五二五番一及び五二五番二
五二六番から五二八番まで
五二九番一から五二九番四まで
五三〇番から五三五番まで
五三五番一
五三六番から五三九番まで
五三九番一

○北陸地方整備局告示第三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十六日　北陸地方整備局長　髙松　諭

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
村上市下鍛冶屋字長面五八三番三から同市下鍛冶屋字大口四三二番一まで	前	一六・〇〇～二二・二五メートル	〇・一六七キロメートル
	後	二〇・〇〇～三九・〇〇	〇・一六七

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十六日　北陸地方整備局長　髙松　諭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	村上市下鍛冶屋字長面五八三番三から同市下鍛冶屋字大口四三二番一まで	北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年六月二十六日

○九州地方整備局告示第八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年六月二十六日

九州地方整備局長　森田　康夫

五四〇番から五四九番まで
五四九番一及び五四九番二
五五〇番から五五八番まで
五五八番一
五五九番から五六三番まで
六五九番三
六六四番一
六六六番から六六九番まで
六七五番及び六七六番
六七六番一から六七六番三まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
滋賀県長浜市西浅井町八田部
字香爐　六八〇番六　一号及び二号
六六五番　三号
六六九番一　四号
五六五番　八号
五六四番一　九号
六六二番一　十号及び十一号
字岩神　四九七番一　五号から七号まで

一　施行者の名称　福岡県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十九年九州地方整備局告示第二十五号福岡広域都市計画及び宇美須恵都市計画下水道事業多々良川流域下水道
三　事業施行期間　自昭和六十一年一月二十五日至令和十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○北海道開発局告示第五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年六月二十六日

北海道開発局長　坂場　武彦

その関係図面は、令和七年六月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十四号、二百七十二号及び三百九十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道釧路郡釧路町中央一丁目一番三地内	前	三五・〇二メートル～三五・六五メートル　〇・〇〇九キロメートル
	後	三五・六五メートル～四七・四七メートル　〇・〇〇九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年六月二十六日

北海道開発局長　坂場　武彦

その関係図面は、令和七年六月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百三十四号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
苫小牧市北栄町五丁目六番二から同市ウトナイ北十二丁目一〇六番二まで	前	三三・二六メートル～七一・三三メートル　〇・〇四三キロメートル
	後	三三・二六メートル～四六・一九メートル　〇・〇四三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○山口県公安委員会告示第二十一号

次の特定危険指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十条の八第四項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月二十六日

山口県公安委員会委員長　今村　孝子

特定危険指定暴力団等
平成二十四年十二月二十七日山口県公安委員会告示第五十六号に係る特定危険指定暴力団等（五代目工藤會）
変更前
指定番号　九〇二二―一
変更後
指定番号　九〇二五―一

○福岡県公安委員会告示第百八十号

次の特定危険指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十条の八第四項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月二十六日

福岡県公安委員会委員長　権頭喜美恵

特定危険指定暴力団等
平成二十四年十二月二十七日福岡県公安委員会告示第三百五十九号に係る特定危険指定暴力団等（五代目工藤會）
変更前
指定番号　九〇二二―一
変更後
指定番号　九〇二五―一

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理
国務大臣　阿部　俊子（あべ　俊子）
外務大臣岩屋毅海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する
同　武藤　容治
内閣府特命担当大臣城内実海外出張不在中内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策及び経済安全保障）事務代理を命ずる
農林水産副大臣　笹川　博義
国際連合食糧農業機関第四十四回総会日本政府代表を命ずる
期間は令和七年七月十八日までとする（以上六月二十四日）
（農林水産省輸出・国際局付）
農林水産事務官　西浦　博之
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する（六月二十四日）

叙位・叙勲

○叙位

（山梨大学名誉教授）
従四位に叙する
香月　茂　木下　忍
宗　定史　傳谷　新一
山下　眞玄
従五位に叙する（各通）
宇田川　勝　大上　七郎
正六位に叙する（各通）
奥野　稔　貴島淳太郎
國井　忠男　白取　久和
並川　明子　古川　和男
宮本　孝志　吉本　利雄
従六位に叙する（各通）
木村　文治　小鷹　伸昭
中田　實　西川　弘和
（法務事務官）
正七位に叙する（各通）
関口　芳廣
鈴木　勝郎
林　文重
都築　秀行
木下　務
豊田　義主
古川　博
高見　昭徳
横井由紀夫
山野　光男　油谷　曉介　渡部比左王
従七位に叙する（各通）（以上五月十九日）
（鳥取大学名誉教授）
神近　牧男
正四位に叙する
（東北大学名誉教授）
（空将補）
江守　光起
甲　國信
武田　宜久
従四位に叙する（各通）
安藤　敏治
従五位に叙する（各通）
（愛媛県議会議員）
石川　稔
小田川三雄　高橋　鉄巳
三谷　俊彦　安井　定英
羽田野　勲
正六位に叙する（各通）
大場　旭　小澤　衛
小田　秀昭
比江島文雄　松田末五郎
渡邊三千平
従六位に叙する（各通）
牛川　紀昭　齊藤　敏
従七位に叙する（各通）（以上五月二十日）
阿部　榮藏　新井　孝次
荒井　修二　伊藤　惇
従五位に叙する（各通）
大久保政夫　岡本　照夫
宍戸　英昭　新見　玄幸
福家　勝次　山下　健次
正六位に叙する（各通）
安崎　勇　粥川　章
小林　孝貴　佐藤　洋一
野上　朝親　芳賀　惠一
従六位に叙する（各通）
西澤　嘉夫　三宅　毅
正七位に叙する（各通）
薄井　正弘　中里　文男
従七位に叙する（各通）（以上五月二十一日）
長谷川正生
正六位に叙する（五月二十二日）
高畠外志雄
従五位に叙する（五月二十五日）
阿部　宸
○叙勲
旭日双光章を授ける
鈴木　一成
（岩出市議会議員）
旭日単光章を授ける（各通）（以上五月十九日）
一倉　元信
梅田　哲也

（愛媛県議会議員）　石川　稔

旭日双光章を授けられる（五月二十日）

粥川　章

旭日双光章を授けられる

小笠原啓次　郡　眞一

旭日単光章を授けられる（各通）（以上五月二十一日）

関口　芳廣

瑞宝中綬章を授ける

（三重大学名誉教授）

鈴木　勝郎　宗　定史

瑞宝小綬章を授ける（各通）

宇田三　勝　大上　七郎

小鷹　伸昭　傳谷　新一

古三　和男　古三　博

油谷　曉介

瑞宝双光章を授ける（各通）

（法務事務官）

下豊留幹男

横井由紀夫

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月十九日）

（東北大学名誉教授）

甲　國信

瑞宝中綬章を授ける

（空将補）

武田　宜久

瑞宝小綬章を授ける

小田　秀昭　小田川三雄

瑞宝双光章を授ける（各通）

石村　孝　牛川　紀昭

齊藤　敏　矢津田英治

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月二十日）

山下　健次

瑞宝小綬章を授ける

草川　喬夫　宍戸　英昭

中里　文男　長谷川正生

瑞宝双光章を授ける（各通）

佐藤　洋一

（陸曹長）

平井　啓亨

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月二十一日）

高畠外志雄

瑞宝双光章を授ける（五月二十二日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、スロベニアの国祭日に当たり、六月二十四日同国大統領閣下へ御祝電を発やられた。

官庁報告

官庁事項

古平地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第19条第１項の規定に基づき、次のとおり古平地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を公表する。

令和７年６月26日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のとおり」は省略し、古平地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を水産庁漁港漁場整備部計画・海業政策課、北海道開発局開発監理部総務課及び同局小樽開発建設部に備え置いて縦覧に供する。）

古平地区に係る特定漁港漁場整備事業の一部廃止の公表について

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第19条第７項の規定に基づき、平成28年６月21日に公表した古平地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業を一部廃止したので、同項の規定に基づき、公表する。

令和７年６月26日

農林水産大臣　小泉進次郎

１　一部廃止した理由

本地区において、流通機能の強化等を目的とした施設を整備するため、新規に計画を策定することが必要になったことから、平成28年６月21日に公表した計画に基づき整備することとなっていた施設のうち未整備となっている施設に係る事業を廃止した。

２　当該事業及びその関連事業の進捗状況に関する事項

計画から減じる施設以外の施設は、工事が完了している。

３　事業実施済み箇所の機能の発揮に関する事項

耐震強化岸壁等の整備により、大規模災害時の緊急物資等の輸送機能が確保されるとともに、屋根付き岸壁等の整備により、衛生的な水産物の出荷体制の確保が図られている。

４　一部廃止したことによる影響に関する事項

本事業の廃止に当たっては、未整備となっている施設を精査し、新規に策定する計画に編入するため、廃止による影響はない。また、第１港区及び第２港区の－4.0m岸壁についても、利用形態の変化により改良の必要性が低下したため、廃止したことによる影響はない。加えて、島防波堤及び用地（蓄養）についても、地元漁業協同組合による事業計画の見直しにより、第４港区における蓄養事業が見送られたため、廃止したことによる影響はない。

５　今後の課題と対応に関する事項

新たな計画を着実に進捗させることが必要である。

東浦地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第19条第４項の規定に基づき、次のとおり東浦地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を公表する。

令和７年６月26日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のとおり」は省略し、東浦地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を水産庁漁港漁場整備部計画・海業政策課、北海道開発局開発監理部総務課及び同局稚内開発建設部に備え置いて縦覧に供する。）

江良地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第19条第４項の規定に基づき、次のとおり江良地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を公表する。

令和７年６月26日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のとおり」は省略し、江良地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を水産庁漁港漁場整備部計画・海業政策課、北海道開発局開発監理部総務課及び同局函館開発建設部に備え置いて縦覧に供する。）

様似地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第19条第４項の規定に基づき、次のとおり様似地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を公表する。

令和７年６月26日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のとおり」は省略し、様似地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を水産庁漁港漁場整備部計画・海業政策課、北海道開発局開発監理部総務課及び同局室蘭開発建設部に備え置いて縦覧に供する。）

指定性能評価機関の業務の休止に係る公示

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の五十六第二項において準用する同法第七十七条の五十第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年六月二十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　業務を休止する機関の名称及び所在地並びに代表者の氏名　株式会社　国際確認検査センター　東京都中央区京橋二丁目八番七号　代表取締役　大島　圭美

二　休止する性能評価の業務の範囲　建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）第五十九条第十四号及び第二十一号に掲げる区分

三　休止する期間　令和七年七月一日から令和九年三月一日まで

北陸地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定するのとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年六月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十六日

北陸地方整備局長　髙松　諭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　占用を制限する区域

区域

村上市下鍛冶屋字長面五八三番三から同市下鍛冶屋字大口四三三番一まで

(四)　制限の対象となる占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

備考

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年六月二十七日
(七) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

近畿地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年六月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十六日　近畿地方整備局長　長谷川朋弘

(一)	道路の種類	一般国道
(二)	路線名	八号
(三)	占用を制限する区域	長浜市西浅井町塩津中字中川原二四三番一から同市西浅井町塩津中字中川原二五五番一まで
(四)	制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五)	占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六)	占用の制限の開始の期日	令和七年七月十七日
(七)	図面縦覧場所	近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年六月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十六日　近畿地方整備局長　長谷川朋弘

(一)	道路の種類	一般国道
(二)	路線名	二十八号
(三)	占用を制限する区域	洲本市宇山一丁目二七八番三から同市宇山三丁目五四番一まで
(四)	制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五)	占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六)	占用の制限の開始の期日	令和七年七月十七日
(七)	図面縦覧場所	近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

公告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

債権者集会招集

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１０１号

北海道登別市常盤町３丁目１番地９
清算株式会社　株式会社三樹
代表清算人　築田　浩一
1　決定年月日　令和７年６月13日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

札幌地方裁判所室蘭支部

令和７年（ヒ）第４号

石川県七尾市和倉町ワ部２番地４
清算株式会社　株式会社ニュー青海荘
代表清算人　高橋　和夫
1　決定年月日　令和７年６月13日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

金沢地方裁判所民事部

再生債権の特別調査期間

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年十一月二十九日
掲載頁　五十三頁（号外第二七九号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年十一月二十九日
掲載頁　四十九頁（号外第二七九号）
令和七年六月二十六日
東京都渋谷区渋谷二丁目一五番一号
（甲）株式会社ビズリーチ
代表取締役　酒井　哲也
神奈川県相模原市中央区鹿沼台一丁目九番一五号
（乙）イージーソフト株式会社
代表取締役　山本覇利努

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）（乙）（丁）ともに
掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和六年八月一日
掲載頁　四頁

（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和六年八月一日
掲載頁　一八五頁（号外第一八二号）
令和七年六月二十六日
東京都港区新橋一丁目一番一号日比谷ビルディング
（甲）株式会社保健同人フロンティア
代表取締役　平塚　徹
東京都港区新橋一丁目一番一号日比谷ビルディング
（乙）ＭＢＫ　Ｗｅｌｌｎｅｓｓ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社
代表取締役　段塚　忠宏
東京都千代田区外神田一丁目一八番一三号
（丙）サイコム・ブレインズ株式会社
代表取締役　段塚　忠宏
東京都港区南青山一丁目三番三号
（丁）ＭＷＨ　ＨＲ　Ｐｒｏｄｕｃｔｓ株式会社
代表取締役　大原　智彦

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月一日であり、甲、乙及び丙の株主総会の承認決議は令和七年六月十八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月十日
掲載頁　二一三頁（号外第八十一号）

（乙）https://gmo-healthcare.com/

（丙）https://hayaregi.jp/
令和七年六月二十六日
東京都渋谷区道玄坂一丁目二番三号
（甲）ＧＭＯヘルステック株式会社
代表取締役　福留　　理
東京都渋谷区道玄坂一丁目二番三号
（乙）ＧＭＯヘルスケア株式会社
代表取締役　福留　　理
大阪府大阪市北区梅田一丁目二番二号大阪駅前第二ビル一二―一二
（丙）ハヤレジ株式会社
代表取締役　藤本　俊克

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲の株式二〇〇株を含む）を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年八月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年七月八日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

甲につき、令和七年七月十日に長野市篠ノ井塩崎二三〇四番地一に本店移転予定です。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十日
掲載頁　六十頁（号外第一三八号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二日
掲載頁　八十三頁（号外第一二一号）
令和七年六月二十六日
東京都千代田区岩本町三丁目九番一五号
（甲）株式会社医療情報基盤
代表取締役　柳澤　由英
長野市篠ノ井塩崎二三〇四番地一
（乙）長野テクトロン株式会社
代表取締役　柳澤　由英

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和七年二月二十八日に終了しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和六年十月二十四日
掲載頁　五十五頁（号外第二四九号）
令和七年六月二十六日
東京都文京区後楽一丁目五番三号後楽国際ビルディング五階
（甲）株式会社ＦＰパートナー
代表取締役　黒木　　勉
千葉県市原市五井五一四九番地四
（乙）サプライズジャパン株式会社
代表取締役　安達　健二

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社Ｌｉｎｋ―Ｕ　Ｐｒｏｄｕｃｔｓ（住所東京都千代田区外神田二丁目二番三号）に対して当社の新規事業開発本部で営まれている事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

当社は会社法八〇五条に基づき、株主総会の承認決議を経ずにこの新設分割を行います。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済
令和七年六月二十六日
東京都千代田区外神田二丁目二番三号
Ｌｉｎｋ―Ｕグループ株式会社
代表取締役　松原　裕樹

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社府中エナジー（住所東京都中央区銀座一丁目一四番七号）に対して当社のバッテリー・モジュールのレンタル事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

なお当社は、会社法第八〇五条の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに新設分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月二十五日
掲載頁　二頁
令和七年六月二十六日
広島県府中市鵜飼町八〇〇番地一三二
府中プラ株式会社
代表取締役　関　　真一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十六日
千葉県柏市千代田一丁目三番一二号
合同会社Ｏ・Ｎリース
代表社員　有限会社土浦商事
職務執行者　野口　　治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十六日
東京都文京区本郷一丁目三五番二八―一一〇八号
合同会社エスケーワイＪＰ
代表社員　坂本　幸久

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十六日
東京都中央区新川一丁目一〇番一二号第三石橋ビル一階
品尖合同会社
代表社員　鄭　　永星

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。効力発生日は令和七年八月五日であり、組織変更後の商号は株式会社Ｅ―ｍｕｓｕｂｉとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十六日
東京都三鷹市下連雀四丁目六番八号
合同会社Ｅ―ｍｕｓｕｂｉ
代表社員　佐藤　政宏

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十六日
東京都品川区北品川五丁目九番一一号大崎ＭＴビル
三井物産サプライチェーン・ソリューションズ合同会社
代表社員　三井物産株式会社
職務執行者　渡邉　孝雄

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十六日

東京都文京区湯島二―一〇―一二

財宝合同会社

代表社員　リュウ　シホウ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十六日

神奈川県横浜市中区根岸旭台五〇―五

合同会社Ｙｏｔａ

代表社員　尾田　洋平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十六日

静岡市清水区有東坂六番一二号

合名会社アマノ

社員　天野　和美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十六日

大阪府守口市八雲東町二丁目五三番一二号

サンユウビル三〇二号室　合同会社絆

代表社員　菅原　涼

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十六日

沖縄県うるま市字天願一三五七番地一・二Ｆ

シンヤワークス合同会社

代表社員　中島　清隆

効力発生日変更公告

当社は、令和七年六月三十日予定の吸収分割の効力発生日を令和七年七月三十一日に変更いたしましたので公告します。

令和七年六月二十六日

大阪府摂津市鶴野三丁目七―一〇

株式会社風の街

代表取締役　辻　猛

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億四千百二十三万六千八百四十八円減少し四億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年六月二十六日

東京都渋谷区渋谷三丁目一〇番一三号

株式会社イノベーション

代表取締役　富田　直人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少し、その全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://corp.fundinno.com/company/ir/

令和七年六月二十六日

東京都港区芝五丁目二九番一一号

株式会社ＦＵＮＤＩＮＮＯ

代表取締役　柴原　祐喜

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八百万円減少し三千二百万円とすることにいたしました。

八百万円全額を資本準備金に振りかえます。

効力発生日は令和七年九月一日であり、株主総会の決議は、令和七年六月十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十九日

掲載頁　一八三頁（号外第一三六号）

令和七年六月二十六日

東京都千代田区有楽町二丁目二番一号

株式会社フジスマートワーク

代表取締役　森　英昭

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千九百万円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月三十日

掲載頁　六十七頁（号外第一二〇号）

令和七年六月二十六日

東京都千代田区神田猿楽町二丁目一番一四号

株式会社アルバ

代表取締役　古谷　修一

資本金の額の減少公告

当社は資本金の額を一兆七千五百億円減少し、一兆七千五百億円とすることにいたしました。減少する一兆七千五百億円のうち、八千七百五十億円は資本準備金に、八千七百五十億円はその他資本剰余金に振り替えることにいたします。

効力発生日は令和七年七月三十一日であり、株主総会の決議は令和七年六月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年六月二十六日

東京都千代田区大手町二丁目三番一号

日本郵政株式会社

取締役兼代表執行役社長　根岸　一行

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億二千六百六十四万九千六百七十五円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://corp.logiless.com/company/koukoku/

令和七年六月二十六日

東京都品川区西五反田三丁目一一番六号

株式会社ロジレス

代表取締役　足立　直之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少し一億円とすることにいたしました。減少する一億円を全額資本準備金とします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ginet.jp

令和七年六月二十六日

岐阜県大垣市小野四丁目三五番地一〇

グレートインフォメーションネットワーク株式会社

代表取締役　川瀬　尚志

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年六月二十六日

和歌山県有田市宮原町新町四五六番地

有限会社北村物流

代表取締役　北村　和義

準備金の額の減少公告

当社は、利益準備金の額を八十六億三千九百四十二万二千九百二十七円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年六月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ntn.co.jp

令和七年六月二十六日

大阪市北区中之島三丁目六番三二号

ＮＴＮ株式会社

取締役　執行役社長　鵜飼　英一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千九百七十七万九千百六十八円、資本準備金の額を二億四千七百七十七万九千百六十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月十六日

掲載頁　九頁

令和七年六月二十六日

東京都文京区本郷四丁目一番四号

株式会社Ｓｐｏｒｔｉｐ

代表取締役　髙久　侑也

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千五百万円、資本準備金の額を九千五百万円減少し、それぞれ一千万円、一千万円とすることにいたしました。また、令和七年六月三十日を払込期日とする株式の発行があった場合には、当該株式発行により増加する資本金の額及び資本準備金の額と同額分も併せて減少させ、最終的な資本金の額を一千万円、資本準備金の額を一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年七月二十七日であり、株主総会の決議は令和七年六月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十月三十日

掲載頁　五十六頁（号外第二五四号）

令和七年六月二十六日

東京都新宿区西新宿六丁目五番一号新宿アイランドタワー四階　ＤＲＣ医薬株式会社

代表取締役　岡崎　成実

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億二千七百四十九万八千八百円、資本準備金の額を三億八千八十一万七千二百八十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.dna-chip.co.jp/

令和七年六月二十六日

神奈川県川崎市中原区新丸子東三丁目一二〇〇　株式会社ＤＮＡチップ研究所

代表取締役　橋本　宜明

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月二十六日

山形市鋳物町三一番地　鈴木工業株式会社

代表取締役　佐藤　恵理

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月二十六日

山形市元木二丁目一一番二三号

株式会社リコーダ

代表取締役　佐藤　恵理

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月二十六日

東京都千代田区平河町一丁目七番一六号

株式会社スズノリ

代表取締役　佐藤　恵理

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月二十六日

山口県山口市小郡下郷九四五番地二

山口トヨタ自動車株式会社

代表取締役　齋藤　宗房

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年六月二十六日

鹿児島市南栄三丁目一一番地

三州製茶株式会社

代表取締役　佐多　浩二

合併公告及び合併につき株券等提出公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和六年十一月二十九日

掲載頁　二十九頁

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十一月二十九日

掲載頁　五十五頁（号外第二七九号）

また、乙の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年八月一日までに乙にご提出下さい。

令和七年六月二十六日

大阪府大阪市北区豊崎三丁目一九番三号

（甲）シンセンフードテック株式会社

代表取締役　木村　愼

兵庫県尼崎市稲葉荘一丁目二六番一〇号

（乙）株式会社てっぽう

代表取締役　木村　愼

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十三日

掲載頁　四十二頁（号外第一一四号）

令和七年六月二十六日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

はなさき特定目的会社

取締役　鄭　武壽

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を百三十八億九千一百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月九日

掲載頁　五十五頁（号外第一二六号）

令和七年六月二十六日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー

特定目的会社相模原開発

取締役　赤津　忠祐

取消公告

令和七年四月三十日（号外第九十七号）掲載の新設分割公告は取消します。

令和七年六月二十六日

東京都中央区日本橋馬喰町一丁目五番六号

モダンロイヤル株式会社

代表取締役　市川　誠

取消公告

令和七年二月十三日（号外第二十九号）掲載の新設分割公告及び決算公告（枠組）中、新設分割のみを取消します。

令和七年六月二十六日

東京都国立市中三丁目六番地の一四

株式会社ケイエスグローバル

代表取締役　河野　賢一

取消公告

令和七年五月二十三日（号外第一一四号）掲載の左記会社に係る公告（枠組）中、吸収分割公告（甲及び乙）、組織変更公告（甲）、組織変更公告（乙）、組織変更につき株券等提出公告（乙）は取消します。

令和七年六月二十六日

神戸市中央区小野柄通七丁目一番一八号

（甲）アルヴォス・ホールディング合同会社

代表社員　アルヴォス株式会社

職務執行者　ヘルベルト・ブッハー

神戸市中央区小野柄通七丁目一番一八号

（乙）アルヴォス株式会社

代表取締役　宮本　知治